国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（閣法第二六号）
災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第二七号）
経済社会課題対応事業の促進に関する法律案（閣法第二八号）
防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

質問主意書提出

二月十日議員から次の質問主意書が提出された。
「密約」問題に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第二一号）

答弁書受領

二月十日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員若林健太提出社会保障・税一体改革素案に関する質問に対する答弁書（第七号）
参議院議員上野通子提出東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故に伴う修学旅行先の見直しに関する質問に対する答弁書（第八号）
参議院議員平山誠提出東日本大震災に関わる会議の議事録の不作成に関する質問に対する答弁書（第九号）
参議院議員糸数慶子提出オスプレイの配備に関する質問に対する答弁書（第一〇号）
参議院議員福島みずほ提出使用済み核燃料の直接処分に関するコスト計算隠蔽問題に関する質問に対する答弁書（第一一号）

報告書受領

二月十日内閣から、消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を受領した。

人事異動

国家公安委員会

（警察庁交通局交通指導課長）
警視長　高木紳一郎
岩手県警察本部長を命ずる
（警察庁長官官房付）同　彦坂　正人
島根県警察本部長を命ずる
（関東管区警察学校長）同　西郷　正実
熊本県警察本部長を命ずる
（岩手県警察本部長）同　樹下　尚
警視庁組織犯罪対策部長を命ずる（以上二月十三日）

警察庁

（京都府警察本部警務部長）警視長　今林　寛幸
警察庁交通局交通指導課長を命ずる
（島根県警察本部長）同　高瀬　隆之
関東管区警察学校長を命ずる（以上二月十三日）

復興庁

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　峰久　幸義
復興庁事務次官に併任する
倫理監督官を命ずる
（同）同　岡本　全勝
復興事務官（統括官）に併任する
人事管理官を命ずる
（同）同　上田　健
復興事務官（統括官）に併任する
（同）同　佐川　宣寿
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　伊藤　仁
復興事務官（統括官付審議官）に併任する（各通）
鉢村　健
政策参与に転任させる
統括官付審議官に併任する
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　井上　明
復興事務官（岩手復興局長）に併任する
（同）同　澤田　和宏
復興事務官（宮城復興局長）に併任する
（同）同　諸橋　省明
復興事務官（福島復興局長）に併任する
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　青木　由行
（外務省大臣官房）外務事務官　安東　義雄
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　石塚　昌志
（内閣府大臣官房）内閣府事務官　太田　秀也
（同）同　岡本　直樹
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　尾澤　卓思
（同）国土交通事務官　尾関　良夫
（同）国土交通技官　亀村　幸泰
（同）国土交通事務官　木村　実
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　串田　俊巳
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　栗田　卓也
（関東農政局整備部長）農林水産技官　小林　祐一
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　阪口　進一
（総務省大臣官房付）総務事務官　阪本　克彦
（財務省大臣官房付）財務事務官　田島　淳志
（同）同　寺岡　光博
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　中石　斉考
（環境省自然環境局総務課調査官）環境技官　中島　慶二
（内閣府大臣官房）内閣府事務官　福井　仁史
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　藤澤　美穂
（農林水産省大臣官房政策調査官）農林水産事務官　前島　明成
（総務省大臣官房付）総務事務官　村手　聡
（農林水産省大臣官房参事官）農林水産事務官　森　重樹
（総務省大臣官房付）総務事務官　諸戸　修二
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　山田　英樹
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　由良　英雄
復興事務官（統括官付参事官）に併任する（各通）
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　菅井　雅昭
復興事務官（岩手復興局次長）に併任する
（近畿農政局整備部次長）農林水産技官　稲田　幸三
復興事務官（宮城復興局次長）に併任する
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　濱邉　哲也
復興事務官（福島復興局次長）に併任する（以上二月十日）

文部科学省

国立大学法人弘前大学大学院医学研究科長　佐藤　敬
国立大学法人弘前大学長に任命する　下條　文武
国立大学法人新潟大学長に任命する（再任）（以上二月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、二月十一日イラン国の国祭日につき、同月十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十四年二月十四日
外務大臣　玄葉光一郎

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十四年三月十九日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。
この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。